＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿（以下「契約者」という。）と社会福祉法人筑水会（以下「事業者」という。）は、＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿（以下「利用者」という。）が筑水苑（以下「ホーム」という。）における居室（個室）及び共用施設等を使用し生活するとともに、事業者から提供される短期入所生活介護について、次のとおり契約（以下「本契約」という。）を締結します。

第１条（契約の目的）

１　事業者は、利用者がその有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、利用者に対しその日常生活を営むために居室及び共用施設等を使用させるとともに、第２条及び第３条に定める短期入所生活介護サービスを提供します。

２　利用者は、第１７条第２項に定める契約の終了事由がない限り、本契約に定めるところに従いサービスを利用できるものとします。

第２条（介護保険給付対象サービス）

事業者は、介護保険給付対象サービスとして、事業所において、利用者に対して入浴、排泄、食事等の介護その他日常生活上の世話及び機能訓練を提供するものとします。

第３条（介護保険給付対象外サービス）

１　事業者は契約者との合意に基づき、以下のサービスを提供するものとします。

一　通常のサービスに要する期間を超える短期入所生活介護サービス

二　介護保険給付の支給限度額を超える短期入所生活介護サービス

２　前項の他、事業者は（重要事項ｐ６（２））のサービスを介護保険対象外のサービスとして提供するものとします。

３　前２項のサービスについて、その利用料金は契約者が負担するものとします。

４　事業者は第１項及び第２項に定める各種サービスの提供について、必要に応じて利用者の家族等に対してもわかりやすく説明するものとします。

第４条（契約期間と利用期間）

本契約でいう「契約期間」とは、第１７条第１項に定める契約の有効期間をいい、「利用期間」とは、第１７条第１項で定められた契約期間内において、事業者が利用者に対して、現に短期入所生活介護サービスを実施する期間をいいます。

第５条（短期入所生活介護計画の決定・変更）

１　事業者は、事業所の生活相談員に短期入所生活介護計画の作成に関する業務を担当させるものとします。

２　事業者は短期入所生活介護計画の原案について、利用者に対して説明し、同意を得た上で決定します。

３　事業者は、利用者に関わる居宅サービス計画（ケアプラン）が変更された場合、もしくは利用者（契約者）及びその家族の要請に応じて、短期入所生活介護計画について変更の必要があるかどうかを調査し、その結果、短期入所生活介護計画の変更があると認められた場合には、利用者（契約者）及びその家族と協議して、短期入所生活介護計画を変更するものとします。

４　事業者は、短期入所生活介護計画を変更した場合には、利用者（契約者）に書面を交付し、その内容を確認するものとします。

第６条（サービス利用料金の支払い）

１　利用者は、要介護度に応じて第２条に定めるサービスを受け、契約者は重要事項説明書に定める所定の料金体系に基づいたサービス利用料金から介護保険給付額を差し引いた差額分（自己負担金：通常はサービス利用料金のその方の負担割合に応じた額）を事業者に支払うものとします。

２　第３条に定めるサービスについては、契約者は重要事項説明書に定める所定の料金体系に基づいたサービス利用料金を支払うものとします。

３　前項のほか、契約者は利用期間中の食事代と利用者の日常生活上必要となる諸費用実費を事業者に支払うものとします。

４　契約者は前３項に定めるサービス利用料金をサービスの利用終了時に、利用料支払い窓口で、事業者が指定する方法で支払うものとします。

第７条（居住費の支払い）

前条の他、利用者（契約者）は居住費として、小規模生活単位型指定介護老人福祉施設（当施設）がユニットの提供を行うことに伴う費用として、厚生労働大臣が定める基準により算定した額を支払うものとします。

第８条（利用料金の変更）

１　第６条第 1 項に定めるサービス利用料金について、介護給付費体系の変更があった場合、事業者は当該サービス利用料金を変更することができるものとします。

２　第６条第２項及び第３項に定めるサービス利用料金については、経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、事業者は、利用者（契約者）に対して説明した上で、当該サービスの利用料金を相当な額に変更することができます。
３　利用者（契約者）は、前項の変更に同意することができない場合には、本契約を解約することができます。

第９条（利用の中止・変更・追加）

１　利用者（契約者）は、第４条に定める利用期間前において、短期入所生活介護サービスの利用を中止または変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合には、契約者（利用者）はサービス開始日の７日前までに事業者に申し出るように努めるものとします。
２　事業者は、前項に基づく契約者（利用者）からのサービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所が満室の場合契約者（利用者）に提示して、協議するものとします。
３　契約者（利用者）は第４条に定める利用期間中であっても、サービス利用を中止することができます。
４　前項の場合、契約者は、すでに実施されたサービスに関する利用料金及び第１１条第３項（原状回復の義務）その他の条項により、事業者に対する責務がある場合には、利用終了日に精算するものとします。
５　第３項により利用者がサービスの利用を中止し、事業所を退所する場合において、事業者は、利用者の心身の状況、おかれている環境等を勘案し、必要な援助を行うものとします。

第１０条（運営の遵守）

１　事業者は、別に定める運営規定に従い、必要な人員を配置して、利用者に対して、本契約に基づくサービスを提供するとともに、建物及び付帯施設の維持管理を行うものとします。
２　本契約の運営規定については、本契約に付随するものとして、事業者、契約者（利用者）ともに遵守するものとし、事業者がこれを変更する場合は、契約者（利用者）に対して事前に説明することとします。
３　契約者（利用者）は、前項の変更に同意する事が出来ない場合には、本契約を解約する事ができます。

第１１条（施設設備の使用上の注意）

１　利用者は、居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って、利用するものとします。

２　事業者及びサービス従事者は､利用者に対するサービスの実施及び安全衛生等の管理上必要があると認められた場合には､利用者の居室内に立ち入り､必要な措置をとることが出来るものとします。但し、その場合、利用者のプライバシー等の保護について、十分に配慮するものとします。
３　利用者は、事業所の施設、設備について、故意又は重大な過失により滅失、破損、汚損もしくは変更した場合には、自己の費用により原状に復するか、又は相当の代価を支払うものとします。
４　利用者の心身の状況などにより特段の配慮が必要な場合には、契約者との協議により、居室又は共用施設、設備の利用方法を決定するものとします。

第１２条（事業者及びサービス従事者の義務）

１　事業者及びサービス従事者は、サービス提供に当たって、利用者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮するものとします。
２　事業者は利用者の体調・健康状態を見て必要な場合には、事業所の医師または看護職員もしくは主治医又はあらかじめ定めた医療機関と連携及び契約者から聴取･確認した上でサービスを実施するものとします。
３　事業者は、非常災害に関する具体的計画を策定するとともに、非常災害に備えるため、定期的に非難、救出その他必要な訓練を行うものとします。
４　事業者及びサービス従事者は､利用者又は他の利用者などの生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き､身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わないものとします。
５　事業者は､利用者に対する短期入所生活介護サービスの提供について記録を作成し､それを２年間保管し､契約者もしくはその代理人の請求に応じてこれを閲覧させ複写物を交付するものとします。
６　サービス提供時において､利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は､速やかに主治医又はあらかじめ定めた協力医療機関への連絡を行うものとします。

第１３条（守秘義務）

１　事業者、サービス従事者は､短期入所生活介護サービスを提供する上で知り得た利用者または契約者に関する事項を、正当な理由なく第三者に漏洩しません。この守秘義務は、本契約が終了した後も継続します。
２　事業者は､利用者に医療上、緊急がある場合には､医療機関などに利用者に関する心身などの情報を提供できるものとします。

３　第２項に拘らず、利用者に係る他の居宅介護支援事業者との連携を図るなど、正当な理由がある場合には、その情報が用いられるものの同意を文書により得たうえで、利用者または利用者の家族などの個人情報を用いることができるものとします。

第１４条（損害賠償責任）

１　事業者は、本契約に基づくサービスの実施に伴って、事業者の責に帰すべき事由により契約者又は利用者に生じた損害について賠償責任を負います。第１３条に定める守秘義務に違反した場合も同様とします。但し、契約者又は利用者にも重大な過失が認められる場合には、賠償責任を減じることができるものとします。

２　事業者は、前項の損害賠償責任を速やかに履行するものとします。

第１５条（事業者の責に帰すべからざる事由）

本契約の有効期間中に利用者（契約者）に生じた損害であっても、以下の各号に該当する場合には、事業者の責に帰すべからざる事由とします。

１　契約者が、契約締結時に利用者の心身の状況及び病歴などの重要事項について故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったときにもっぱら起因して損害が生じた場合。

２　契約者が、利用者へのサービスの実施に当たって必要な事項に関する聴取・確認に関して故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったときにもっぱら起因して損害が生じた場合。

３　利用者の急激な体調の変化など、事業者の実施したサービスの原因としない事由にもっぱら起因して損害が生じた場合。

４　契約者及び利用者が事業者もしくはサービス従事者の指示・依頼に反して行ったために起因して損害が生じた場合。

第１６条（天災等不可抗力）

１　契約の有効期間中、地震・噴火などの天災その他、事業所の責に帰すべからざる事由によりサービスの実施ができなくなった場合には、その後、事業者は利用者（契約者）に対して当該のサービスを提供すべき義務を負いません。

２　前項の場合に、契約者は事業者に対して、既に実施したサービスについて所定のサービス利用料金の支払い義務を負うものとする。

第１７条（契約期間・更新・終了・契約終了に伴う援助）

１　本契約の有効期間は、契約締結の日から６ヶ月間とします。契約期間満了７日前までに契約者からの契約終了の申し入れがない場合には、本契約はさらに６ヶ月間同じ条件で更新されるものとし、以後も同様とします。

２　利用者は、以下の各号に基づく契約の終了がない限り、本契約に定めるところに従い事業者が提供するサービスを利用することが出来るものとします。

（１）利用者が死亡した場合

（２）要介護認定更新において、利用者が自立と認定された場合。

（３）事業所が解散命令を受けた場合、破産した場合またはやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合。

（４）事業所の滅失や重大な毀損により、サービスの提供が不可能になった場合。

（５）事業所が介護保険の指定を取り消された場合、または指定を辞退した場合第１８条から第２０条に基づき本契約が解約又は解除された場合

（６）事業者は、前項第一号を除く各号により本契約が終了する場合には、利用者の心身の状況、おかれている環境等を勘案し、必要な援助を行うよう努めものとします。

第１８条（契約者からの中途解約等）

１　契約者は、以下の事項に該当する場合には、本契約を即時に解約することができます。

２　第８条第３項、第１０条第３項により本契約を解約する場合

３　利用者が入院した場合

４　契約者は、前項の理由がなくとも、本契約の有効期間中であっても、本契約を解約することができます。この場合には、契約者は契約終了を希望する日の７日前までに事業者に通知するものとします。

第１９条（事業者の責務不履行を事由とする契約解除）

契約者は、事業者もしくはサービス従事者が以下の事項に該当する場合には、本契約を解除することができます。

① 事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める短期入所生活介護サービスを実施しない場合

② 事業者もしくはサービス従事者が第１３条に定める守秘義務に違反した場合

③ 事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失により契約者の身体・信用などを傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業所が適切な対応をとらない場合

④ 他の利用者が利用者の身体・財物・信用などを傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

⑤ 事業者が破産した場合

第２０条（事業者からの契約解除）

事業者は、契約者又は利用者が以下の事項に該当する場合には、本契約を解除することが出来ます。

（１）契約者が、契約締結時に利用者の心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
（２） 利用者及びその家族が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者などの生命・身体・財物・信用などを傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
（３） 利用者が、他の介護保険施設に入所した場合
（４） 契約者による、第６条第１項から第３項に定めるサービス利用料金の支払いが３ヶ月以上遅延し、３０日以内の支払いを定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
（５） ご利用者またはそのご家族等によるセクシュアルハラスメントやパワーハラスメント等のハラスメント言動（カスタマーハラスメント）が認められ、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

２ 前項の規定による契約の終了後、契約解除までに事業所が契約者に対して実施したサービスの利用料金については、全額契約者の負担とします。

第２１条（精算）

第８条第３項、第１０条第３項及び第１７条第２項第（１）号から第（６）号により本契約が終了した場合において、契約者がすでに実施されたサービスに対する利用料金支払い義務および第１１条第３項（原状回復の義務）その他の条項に基づく義務を、事業者に対して負担しているときは、契約終了から１週間以内に精算するものとします。

第２２条（契約当事者の変更）

契約者は、契約有効期間中に死亡した場合、または心神喪失その他の事由により判断能力を失った場合に備えて、契約者の家族などあらかじめ代理人とすることを定めるか、又は契約者の家族などを含む第三者に契約者を変更できるものとします。

第２３条（苦情処理）

事業者はその提供したサービスに関する契約者又は利用者からの苦情に対して、苦情を受け付ける窓口を設置して適切に対応するものとします。

第２４条（協議事項）

本契約に定められていない事項について問題が発生した場合には、事業者は契約者と誠意を持って協議するものとします。

以下の契約を称するため、本書２通を作成し、契約者（利用者)、事業者が記名捺印のうえ各１通保有するものとします。

令和　　年　　月　　日

事業者
住所　　茨城県常総市水海道高野町字石橋６７１番地１
事業者名　　社会福祉法人　筑水会
代表者氏名　　理事長　　今　川　武　彦　　印

利用者
住　所

氏　名　　印

契約者
住　所

氏　名　　印